

# 資料1-3

## 中期目標期間(平成21年度～平成24年度)における厚生労働省独立行政法人評価委員会の暫定評価結果一覧

中期計画・年度計画上の区分	評価対象区分	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	暫定評価		
		委員会評価	委員会評価	委員会評価	委員会評価			
<b>第1</b> 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置								
(1) 効率的かつ機動的な業務運営  (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等  (3) 国民に対するサービスの向上	1	目標管理による業務運営・トップマネジメント	A	A	A	A	A	
	2	審議機関の設置による透明性の確保	A	A	A	A	A	
	3	各種経費節減	A	S	S	S	S	
	4	拠出金の徴収及び管理	A	A	A	A	A	
	5	相談体制の整備、業務内容の公表等	A	A	A	A	A	
<b>第2</b> 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置								
<b>1 健康被害救済給付業務</b>								
(1) 救済制度に関する情報提供の拡充及び見直し (2) 救済制度周知のための広報活動の積極的展開 (3) 相談窓口の円滑な運営確保 (4) データベースを活用した業務の効率化の推進 (5) 請求事案処理の迅速化の推進 (6) 審査・安全対策部門との連携の推進 (7) 保健福祉事業の適切な実施及び拡充 (8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施 (9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅲ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施	6	救済制度の情報提供、相談体制の充実	A	A	A	A	A	
		7	業務の迅速な処理及び体制整備	A	A	A	A	A
			8	部門間の連携及び保健福祉事業の実施	A	A	A	A
	9	スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の実施		A	A	A	A	A
		特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅲ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施		A	A	A	A	A
	<b>2 審査等業務及び安全対策業務</b>							
	(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化  (2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上  (3) 安全対策業務の強化・充実	10	業務の迅速な処理及び体制整備(医薬品)	A	S	S	S	A
		11	業務の迅速な処理及び体制整備(医療機器)	A	A	A	A	A
		12	業務の迅速な処理及び体制整備(各種調査)	A	A	A	A	A
13		審査等業務及び安全業務の信頼性の向上	A	A	A	A	A	
14		副作用・不具合情報収集の強化並びに整理及び評価分析の体系化	A	A	A	A	A	
15		企業・医療関係者への安全性情報の提供とフォローアップ	A	A	A	A	A	
16	患者、一般消費者への安全性情報の提供	A	A	A	A	A		
<b>第3</b>	予算、収支計画及び資金計画	17	予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A
<b>第4</b>	短期借入額の限度額	(この区分は、評価対象外である)						
<b>第5</b>	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
<b>第6</b>	剰余金の使途							
<b>第7</b> その他主務省令で定める業務運営に関する事項								
(1) 人事に関する事項 (2) セキュリティの確保	18	人事に関する事項及びセキュリティの確保	A	A	A	A	A	

厚生労働省独立行政法人の業務実績の評価基準:	S 中期計画を大幅に上回っている	0	2	2	2	2	1
	A 中期計画を上回っている	18	16	16	16	16	17
	B 中期計画に概ね合致している	0	0	0	0	0	0
	C 中期計画をやや下回っている	0	0	0	0	0	0
	D 中期計画を下回っており、大幅な改善が必要	0	0	0	0	0	0